

横浜市芸能センター
(横浜にぎわい座)
指定管理者選定要項

令和8年2月
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨等	1
(1)	趣旨	
2	選定の概要	2
(1)	対象施設	
(2)	指定期間	
(3)	選定について	
(4)	横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会	
(5)	会議の公開	
(6)	問合せ先	
3	横浜にぎわい座の概要	3
(1)	所在地・規模等	
(2)	沿革	
(3)	利用の現状	
(4)	横浜にぎわい座における大衆芸能の範囲	
4	指定管理者が行う業務	4
5	経理に関する事項	4
(1)	指定管理料	
(2)	第5期指定期間の指定管理料の上限額	
(3)	賃金水準の変動への対応	
(4)	物価変動への対応	
(5)	管理口座	
(6)	収入として見込まれるもの	
(7)	主な支出項目	
(8)	修繕等	
(9)	留意事項	
6	指定管理期間中の休館及び休館時の業務等	7
7	指定管理者の選定に関する事項	7
(1)	選定スケジュール	
(2)	選定手続き	
ア	選定過程の公開	
イ	提出書類の受付	
ウ	審査及び選定の手続きについて	
エ	選定結果の通知及び公表	
オ	仮協定の締結	
カ	指定管理者の指定	
キ	指定管理者との協定締結	
(3)	評価及び採点等について	
(4)	提案手続きについて	
ア	申請書類	
イ	提案書類	

ウ 留意事項

8	リスク分担	12
9	協定及び準備に関する事項	13
	(1) 協定の締結	
	(2) 基本協定の主な内容	
	(3) 準備業務	
	(4) 指定取消及び管理業務の停止等	
別紙1	評価基準項目	15

1 指定管理者制度の趣旨等

(1) 趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）（以下、「横浜にぎわい座」という。）は、落語、漫才、大道芸など「大衆芸能」の専門館として設置しています。

横浜市（以下「市」という。）の大衆芸能分野における文化振興政策の拠点として、大衆芸能分野における運営の担い手が限られているなかで専門的ノウハウの蓄積していくことや、演者団体等との協力体制を継続していくことが不可欠です。施設のポテンシャルを最大限に発揮し、市の政策目的を実現するため、令和9年4月から始まる第5期指定期間の横浜にぎわい座の指定管理者の指定にあたり、政策協働型指定管理方式による指定管理者の選定を行います。

〔参考：根拠法令等〕

* 地方自治法第244条の2

（第1、2項省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

* 横浜市芸能センター条例

（設置）

第1条 落語、漫才その他の大衆芸能（以下「大衆芸能」という。）の振興を図るため、横浜市芸能センター（以下「センター」という。）を横浜市中区に設置する。

（指定管理者の指定等）

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- （1）センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
- （2）指定団体等（第17条第2項に規定する指定団体等をいう。）の指定に関すること。
- （3）第2条に規定する事業の実施に関すること。
- （4）センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （5）その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化芸術の振興及び普及に関する施策の方針を理解し、大衆芸能に関する高度な専門的知識を有するとともに、大衆芸能の鑑賞の機会の提供、大衆芸能に関する講座等の開催その他大衆芸能の振興を図るための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民の大衆芸能に関する主体的活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

2 選定の概要

(1) 対象施設

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）

(2) 指定期間（第5期）

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

(3) 選定について

ア 単独指名団体

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「提案者」という。）

イ 選定方法

指定管理者の選定は、「横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、指定管理者の選定にかかる審査の公平性、透明性の確保のために「横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を設置しています。

選定評価委員会は、選定要項、業務の基準及び評価基準等を検討するとともに、決定した選定要項等に基づき、提案者から提出される提案書類について、選定要項及び業務の基準等との適合性や実効性について審査し、指定管理候補者を選定します。

その後、横浜市会（以下「市会」という。）の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会（敬称略、50音順）

	氏名	所属等
委員	加世田 恵美子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
委員	高島 知佐子	静岡文化芸術大学 教授
委員	田中 操	税理士
委員	廣瀬 哲也	元国立演芸場支配人

(5) 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないものとします。

(6) 問合せ先

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階

電話：045（671）3714 Fax：045（663）5606

E-mail：nw-shitei@city.yokohama.lg.jp

3 横浜にぎわい座の概要

(1) 所在地・規模等

- ア 所在地 横浜市中区野毛町3丁目110番1号
- イ 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階地上13階建の地下2階及び地上1階から5階部分の各一部を専有
- ウ 施設面積 総専有面積 4,358.97㎡
- エ 施設内容 芸能ホール 391席（1階席280席、2階席111席）・親子席・車椅子対応・プロセニウム形式 [間口10m、奥行8.5m、プロセニウム高4.5m]
小ホール（のげシャーレ） 移動式客席（最大141席程度）
練習室（52.53㎡）、制作室（34.82㎡）、情報コーナー、楽屋（5室）
- オ 開館日 平成14年4月13日
- カ 併設施設 カスタリア桜木町（住戸60戸）、店舗（5区画）

(2) 沿革

かつて横浜は、寄席や芝居小屋が数多くあり、広く市民に親しまれ、多くの優れた演者が活躍していました。今日でも、横浜の大衆演劇を支えてきた三吉演芸場などがその歴史を引き継ぎ、市民の強い支持を得ています。また、野毛地区は、「野毛の大道芸」を実施するなど、大衆芸能を育む気風を持っていました。

横浜にぎわい座の位置する野毛町3丁目北地区は、従前、市の旧総合計画において積極的に機能強化を図っていくべき都心部に位置し、「整備保全の方針」においても「2号地区」として位置づけられていました。

また、野毛町3丁目北地区を含む野毛地区では、みなとみらい21地区との一体化による共存共栄を基本理念として、桜木町駅前の地下通路整備事業や商店街における歩行者環境整備事業などの都市基盤整備が進められていました。

平成11年から平成13年にかけて行われた「野毛町3丁目北地区第一種市街地再開発事業」の中で、芸能センターが中税務署跡地に住宅等と併設で整備されました。

平成14年4月に横浜にぎわい座は開館し、様々な演目を行う大衆芸能の施設として、横浜市芸術文化振興財団が運営を開始しました。

(3) 利用の現状

横浜にぎわい座は、JR及び市営地下鉄桜木町駅から徒歩3分、京浜急行日ノ出町駅から徒歩7分という位置にあります。野毛地区は大衆芸能の歴史的背景を持ち、大衆芸能を育む気風を持っていることから、多数の観客が大衆芸能の鑑賞に訪れ、また、多目的に利用されています。

芸能ホールは、月の前半（1日～15日）は、定席公演（にぎわい座主催公演）として使用されています。月の後半（16日以降）は、貸ホールとして日舞・演劇・コンサートも含め多彩な用途で使用されています。

小ホール（のげシャーレ）は、若手演芸家の企画や作品発表の場として使用されているほか、自由な創造空間として演劇やダンスなどの若手芸術家の創作活動など多目的に貸し出されています。

練習室は、レッスンバーと鏡を備え付けたフローリング床のスペースのため、舞踊などに貸し出されています。

制作室は、工作機と水場を備えており、多用途に貸し出されています。

情報コーナーでは、常設展として、大衆芸能に関する資料を展示しており、不定期に特別展も開催しています。

(4) 横浜にぎわい座における大衆芸能の範囲

落語、講談、浪曲、漫才、漫談、奇術、紙切り、コント、太神楽、曲芸、曲独楽、ジャグリング、ボーイズ芸、音曲（長唄、小唄、新内、常磐津、義太夫等）、音楽芸、ものまね、パントマイム、ボードビル、大衆演劇（※）、民俗芸能（民謡、神楽、人形芝居等）、古典芸能、朗読、語り、音楽、演劇、舞踊、レビューやミュージカル、オペレッタなどのショー、ポピュラーミュージック等。

※大衆演劇については、三吉演芸場との役割分担に配慮する必要がある

(5) 過去5年間の利用実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	43,093	66,889	76,669	90,691	96,612
芸能ホール利用率	52%	64%	70%	75%	77%

4 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理業務

横浜にぎわい座は「落語、漫才その他の大衆芸能の振興を図るため」に設置された施設です（条例第1条）。この目的を達成するため、条例第2条の規定に基づき、次の業務を実施します。業務の詳細については、「横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）業務の基準」（以下「業務の基準」という。）（別冊）に定めます。

- ア 文化事業に関する業務
- イ 施設の管理に関する業務
- ウ 施設の運営に関する業務
- エ 日報及び月間業務報告書の作成
- オ 年間業務計画書及び年間業務報告書の作成
- カ 業務評価に関する業務
- キ 指定期間終了にあたっての業務
- ク その他日常業務の調整

上記の業務のうち、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの業務については、指定管理者自らが担うものとし、第三者に対して委託することはできません。

ア、イについては、全部又は一部を第三者に委託することができます。ただし、アのうちの事業の企画立案及び実施の総括については、委託することはできません。

業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前に市に通知するものとし、また、委託はすべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、指定管理者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとし、

(2) 自主事業

選定要項等に定めのある事業（指定管理事業）の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

5 経理に関する事項

(1) 指定管理料

横浜にぎわい座の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、

市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

横浜にぎわい座では利用料金制を導入しているため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金や指定管理業務として自らが企画・実施する各事業の収入（協賛金等含む）等を自らの収入とすることができます。なお、利用料金の上限額については、指定管理期間中の条例改正により変更となる場合があります。

指定管理料は、提案の際に提出された指定管理料提案書を基に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります）。指定管理料の支払い時期及び方法等は年度ごとに締結する年度協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する事案が生じた場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本選定要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料の減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

*現指定管理者の指定管理料（消費税相当額含）

年度	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)
指定管理料 (単位：千円)	224,220	218,551	221,884	226,320	233,153

(2) 第5期指定期間の指定管理料の上限額（消費税10%相当）

原則として1年あたり240,155千円（※）とします。

※賃金水準・物価スライドの対応、及びESCO事業による事業者へのサービス料支払額を反映した金額としています。

(3) 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。なお、横浜にぎわい座については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を提案書類「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式8）」に記入してください。なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(4) 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(5) 管理口座

経費及び収入は、当該施設の口座において管理し、1施設あたり1口座を原則とします。

2口座以上とする場合は、事前に市に報告してください。口座名義については、市と協議のうえ定めるものとし、管理口座の金融機関名、支店名、口座名義、口座番号、口座使用印を市に届け出るものとします。

(6) 収入として見込まれるもの

- ア 指定管理料
- イ 利用料金（施設利用料等）
- ウ 事業収入（事業入場料等）
- エ 目的外使用に伴う収入（自動販売機等）
- オ 助成金及び協賛金 等

(7) 主な支出項目

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費（消耗品費、通信運搬費等）
- ウ 事業費
- エ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、備品費等）
- オ 指定管理業務に関連して生じる一切の公租公課

(8) 修繕等

利用者が施設を安全に利用するためには、適切な修繕の実施が不可欠です。施設・設備・備品等の状態を適切に監視し、故障等の不具合を発見した場合には早急に対応してください。

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり100万円未満（消費税及び地方消費税を除く）のものについては、年間の合計金額が300万円（消費税及び地方消費税を除く）の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。なお、年間の合計金額が300万円（消費税及び地方消費税を除く）を超えた部分の取扱については、市と指定管理者の協議により定めることとします。

なお、修繕案件が、横浜市建築局への技術相談等において、指定管理者が適切な対応を怠ったことにより修繕費用が多額になったことが認められる場合は、1件あたり100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であっても、指定管理者の負担により実施することとします。

(9) 留意事項

ア 収入については、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとします。

イ 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとします。

ウ 指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、明確に区分してこれを管理し、市又は市が指定する指定管理者に対し円滑に引継ぎを行うものとします。また、管理口座についても、指定期間中の経費及び収入を管理する口座とは別の口座を設けて管理するものとします。

エ アイデア・ノウハウの一層の活用

公の施設としての本来の目的及び業務の基準等に基づく運営・事業等を前提としつつ、指定管理料以外の収入を積極的に確保することによって、収入に占める指定管理料の割合の低減を図ってください。

オ 指定管理期間中の収支提案について

指定管理期間中（5年間）の収支を提案する際は、その期間内における人件費の増加や物価上昇（光熱水費の増加等）については見込まずに提案してください。

6 指定管理期間中の休館及び休館時の業務等

設備の改修工事等により、長期間休館（施設の一部機能の休止を含む）する場合があります。この場合、改修工事時期及び休館期間並びに休館中の実施業務等について、市と指定管理者が協議します。管理運営を休止する必要がある場合は、市と指定管理者で協議し、指定管理料を変更するものとします。

7 指定管理者の選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 選定要項の公開	令和8年2月6日（金）
イ 政策経営協議会の開催	令和8年3月上旬
ウ 提出書類の受付	令和8年3月24日（火）
エ 審査（面接審査）	令和8年5月中旬（予定）
オ 審査結果の通知・公表	令和8年6月上旬（予定）
カ 指定候補者としての仮協定の締結	令和8年6月下旬（予定）
キ 指定管理者の指定	令和8年10月（予定）
ク 指定管理者との協定締結	令和9年3月（予定）

(2) 選定手続き

ア 選定過程の公開

横浜にぎわい座の指定管理者の選定過程、選定要項等の資料について、横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課のウェブサイトに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/geinousentei/geinou.html>

イ 提出書類の受付

(ア) 提出書類

「7(4) 提案手続きについて」を参照

(イ) 受付期間

令和8年3月24日（火）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(ウ) 受付方法

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課に持参

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課 宛

ウ 審査及び選定の手続きについて

選定評価委員会が審査を行います。提案者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細については、提案者に後日お知らせいたします。

エ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、次のウェブサイトへの掲載等により公表します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/geinou/sentei/geinou.html>

なお、指定候補者の提案書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

オ 仮協定の締結

市は、選定評価委員会の意見をふまえて指定候補者を決定し、協議の上、仮協定を締結します（令和8年6月予定）。

カ 指定管理者の指定

審査及び指定候補者選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市会に提出し、その議決後に指定管理者として指定します（令和8年10月予定）。

指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、「横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公告を行います。

指定管理候補者が指定管理者となる議決を得られなかった場合、事務手続きを改めて行います。

キ 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と協定を締結します（令和9年3月予定）。

「9 協定及び準備に関する事項」を参照してください。

(3) 評価及び採点等について

別紙1の「評価基準項目」を参照してください。

※財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計200点満点の6割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定しません。

(4) 提案手続きについて

「申請書類」及び「提案書類」を作成し、提出してください。

※作成する様式及び説明は、「横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）指定管理者提案課題及び様式集」（以下「提案課題・様式集」という。）（別冊）を確認してください。

※用紙サイズは、原本で用紙サイズが決まっているもの以外はA4サイズとし、「提案課題・様式集」で指示する方法でファイル綴じてください。

ア 申請書類

次の申請書類をアからチまで順に並べ、ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをした**原本を1部、写しを6部**提出してください。

なお、写しの書類のうち1部についてはファイルやステープラー等で留めず、また、インデックスを付さず、クリップ留めで提出してください。

※インデックスの付し方については、提案課題・様式集で確認してください。

(7) 指定申請書（様式1）（横浜市芸能センター条例施行規則第1号様式）

(イ) 団体の概要（様式2）

(ウ) 役員等氏名一覧表（様式3）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）

様式3（エクセルファイル）に必要事項を入力し、プリントアウト後に押印の上、提出してください。エクセルファイルのデータもCD-Rにて提出してください。

(エ) 欠格事項に該当しない宣誓書（様式4）

(オ) 定款、規約その他これらに類する書類

- (カ) 履歴事項全部証明書^{※1}（法人のみ）
（提出書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）
- (キ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度、前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (ク) 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。公益法人の場合は、直近3か年の公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付すること。
- (ケ) 納税証明書 その3の3^{※1、2}（選定要項の配布開始日以降に発行されたもの。）
法人税・消費税及び地方消費税について未納の税額が無いことの証明書
- (コ) 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式5）^{※2}
提案時点で市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- (カ) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式6）^{※1}
- (シ) 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類^{※3}
労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (ス) 健康保険の加入を確認できる書類^{※3}
年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (セ) 厚生年金保険の加入を確認できる書類^{※3}
年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (リ) 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- (ロ) 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式8）
「指定管理者制度における実務手引き」参照
- (ハ) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式6）」を提出してください。

※3 各種社会保険への加入の必要がないため、(シ)、(ス)及び(セ)いずれかひとつでも提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式7）を提出してください。

【注意事項】

- ・その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

イ 提案書類

指定管理者が行う業務について記載した業務の基準（別冊）を作成しました。業務の基準の記載内容を踏まえ、提案課題を作成し、提出してください。

提案課題の内容・説明及び様式については、提案課題・様式集で確認してください。

提案書類様式を順に並べ、ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをした**原本を1部、写しを11部**提出してください。なお、写しの書類のうち1部についてはファイルやステープラー等で留めず、また、インデックスを付さず、クリップ留めで提出してください。
※インデックスの付し方については、提案課題・様式集で確認してください。

ウ 留意事項

(ア) 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

(イ) 欠格事項

次に該当する団体は、提案することができません。

- a 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- b 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。
- c 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- d 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- e 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- f 選定評価委員が、提案しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- g 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- h 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

(ウ) 選定要項の承諾

提案者は、提案書類の提出をもって、本選定要項及び業務の基準（別添資料を含む）の記載内容を承諾したものとみなします。

(エ) 接触の禁止

選定評価委員及び本件関係者に対して、本件提案について直接・間接を問わず接触を禁じます。

(オ) 重複提案の禁止

同一案件に対して、複数案の提案に参画することはできません。

(カ) 提案内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(キ) 団体職員以外による行為の禁止

提案にあたって、提案団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- a 提出書類の作成（証明書及び経営診断報告書等、行政機関や他の団体が作成すべきものを除きます。また、作成に関する技術的な助言等は可能とします。）
- b 選定評価委員会の面接審査への出席

(ク) 提案者の失格

提案者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- a (エ)～(キ)の禁止事項に該当するなど、本選定要項に定める手続きを遵守しない場合
- b 提出書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

(ケ) 提出書類の取扱い

提出書類は理由を問わず返却しません。

(コ) 提出書類の開示

指定管理者及び指定候補者の提出書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、市が必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

(カ) 費用負担

提案に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(シ) 提出書類の取扱い・著作権

市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は市及び設計者に帰属し、団体の提出する提案書類の著作権は作成した団体に帰属します。

(ス) 選定評価委員会からの指摘の尊重

面接審査の際、選定評価委員から提案内容について指摘を受ける場合がありますが、この指摘内容については真摯に受け止め、尊重してください。面接審査の場で改善・履行する旨答弁された事項については、提案を修正するとともに、事業計画に反映させてください。

8 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)※1
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※2	○		
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※3	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により、必要な対応をするために市に発生する費用 ※4		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止(※5)	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの【負担限度付】 (上段：1件あたり、下段：年間合計《税抜》)		100万円 300万円	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
選定要項等	選定要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力(※6)	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 分担の割合を含めた協議とします。したがって、市又は指定管理者のいずれか一方が全額を負担する場合があります。

※2 物価変動への対応：消費者物価指数(生鮮食品を除く総合・横浜市)の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査(横浜市人事委員会事務局公表)の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反

映する。

※4 ①選定評価委員会等への諮問のために必要となる委員報酬等の費用、②弁護士等の専門家への相談のために必要となる謝金等の費用

※5 緊急の施設修繕等に伴い、休館とすることがあります。この場合のリスク分担は、協議のうえ定めるものとします。

※6 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等を言います。

不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は、合理性の認められる範囲で、市が負担するものとします。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担額から減額するものとします。

9 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 基本協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が現在の指定管理者から変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。

(4) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本選定要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第 5 編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等の本市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

別紙1 評価基準項目（「7(3)」(8ページ)）

※かっこ内の様式番号は、審査の際、参照する提案書類の様式の番号です。

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況等			15
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	<ul style="list-style-type: none"> 団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）は健全か。 	様式 10 様式 11	5
(2) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> 市の「横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案」や「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか。 施設の使命を果たすために適切な方針となっているか。 	様式 12	10
2 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） 配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 職員の資質向上のための研修が計画され、育成に関する考え方が適切か 館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか・ 事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか 5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。 	様式 13 様式 14	20
3 事業の企画・実施（施設の使命を達成するための提案）			120
「使命1：大衆芸能と市民をつなげる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 15-1、2	20
「使命2：大衆芸能をはじめとした文化芸術活動と体験の場となる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 16-1、2	20
「使命3：大衆芸能を担う人材を育む」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 17-1、2	20

「使命4：地域のにぎわいを創出する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 18-1、2	20
「使命5：大衆芸能を切り口としてあらゆる人を受け入れる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 19-1、2	20
「使命6：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 20-1、2	20
4 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金等収入増への取組	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法が考えられているか。 	様式 21-A、B	10
(2) 指定管理料の額	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか。 経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か。 	様式 22	10
(3) 施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。 5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 	様式 23	10
5 その他			15
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	<ul style="list-style-type: none"> 業務の基準に定める「横浜にぎわい座の使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。 	様式 24	5
(2) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、障害者差別解消、気候変動対策、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 人権尊重、男女共同参画推進、障害者差別解消、気候変動対策、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	様式 25	5

(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5
(評価項目 1～5 合計)			200
6 加減点項目			
(1) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	・障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	様式 26 様式 26-2 40%	10
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	様式 26 60% (20%) (20%) (20%)	
(2) 当期の管理運営の実績	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	第三者評価結果	-10 ～ +10
(3) 自主事業の実施	・提案の内容は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等に繋がる内容となっているか。 ・提案がない場合は、0点とする。	様式 27-1、2	-10 ～ +10
合 計			230

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 200 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定しません。

※「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。